

◎新潟県告示第540号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成25年4月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域
三條市田島二丁目2640番3の一部、2641番1の一部及び2641番3の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物